

平成27年1月19日  
保健室

保護者の皆様

## インフルエンザの発生について

本校生徒の中に、インフルエンザが発生しました。1月19日現在、1名の連絡がありました。

出席停止の手続き等につきまして、以下のようにお願い致します。出席停止期間の目安は、平成26年度学校保健安全法第19条の一部改正に基づき、インフルエンザの場合は、

**「発症した後5日経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」**

出席停止と変更されました。

これにより、①「発症した後5日を経過」

②「解熱した後2日を経過」

の両方を満たす期間、登校することができません。（インフルエンザに罹った場合、欠席扱いにはなりません。）

インフルエンザと診断された場合は、早めに学校に連絡をお願いいたします。診断書は必要ありませんが、「治療証明書」を提出することになっています。治療証明書は学校にありますので、担任までご連絡下さい。

医療機関を受診していない場合、かつ、治療証明書が提出されていない場合は、出席停止扱いになりません。

今後増える可能性もありますので、登校前の健康観察をお願いいたします。また、喘息などの基礎疾患がある生徒は、特に健康観察や予防に気をつけてくださいますようお願いいたします。

### 〔予防策〕

- 手洗い・うがい
  - ・ 遊んだ後や運動後、外出後には必ず手洗い・うがいをします。
- 生活リズムを整える（早寝・早起き・朝ごはん）
  - ・ 不規則な生活は、体の抵抗力を弱めます。
  - ・ 特に睡眠不足にならないようにします。
- マスクの着用
- できるだけ人の多いところには行かない

